

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会（第4回）

日時 令和4年11月2日（水）18:30～

場所 神戸市総合教育センター7階701会議室

議事次第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 内容

（1） 本日の検討事項の確認

（2） 臨時の委員からのヒアリング

（3） 協議「保護者サポート及び民間施設等との連携推進」

4 事務連絡

5 閉会

目次

・今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会	開催要綱	P 1
・今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会	傍聴要綱	P 2
・今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会	委員名簿	P 3
・今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会	開催予定	P 4
・第4回検討委員会	開催要項	P 5
・検討事項		P 6

別紙

・別紙	今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会（第4回）資料	
-----	------------------------------	--

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会開催要綱

令和4年7月7日
教育長決定

(趣旨)

第1条 本市における不登校児童生徒への支援の現状と課題を検証し、不登校児童生徒への支援の改善充実を図る観点から、今後の不登校対策の総合的かつ体系的な支援のあり方について検討するため、今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 委嘱する委員の人数は、10名以内とする。
- 3 前項の規定に関わらず、特別の事項を検討する必要がある場合、教育長は、臨時の委員を委嘱することができる。

(委嘱期間)

第3条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とする。

- 2 補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時の委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長の指名)

第4条 教育長は、委員の中から委員長及び副委員長を指名する。

- 2 委員長は、検討委員会の進行をつかさどる。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の公開)

第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討委員会の傍聴については、教育長が別に定める。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、児童生徒担当部長が定める。

附 則（令和4年7月7日決裁）

この要綱は、令和4年7月7日より施行する。

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会傍聴要綱

令和4年7月7日
教育長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会開催要綱（令和4年7月7日決定）第5条第2項の規定に基づき、今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に名前及び連絡先を記入することにより交付する。

2 所定の時間において第6条に定める定員を超えた場合は、傍聴受付票に記入した者の中から抽選を行い、傍聴章を交付する。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は20人とする。ただし、委員長が特に決める場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育委員会事務局児童生徒担当部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則（令和4年7月7日決裁）

この要綱は、令和4年7月7日より施行する。

(参考1) 傍聴章

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会
傍 聴 章
No. _____

(参考2) 傍聴受付票

傍 聴 受 付 票 (No. _____)		
【会議名】 第 回 今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会		
【開催日】 令和 年 月 日 ()		
	名 前	連絡先
1		

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会 委員名簿

氏 名		所 属 ・ 役 職 等	
委員長	住 本 克 彦	奈良学園大学 人間教育学部 教授	学識経験者
副委員長	伊 藤 美 奈 子	奈良女子大学 研究院生活環境学部 教授、臨床心理相談センター長	学識経験者
委員	井 川 一 裕	弁護士法人 俵法律事務所	弁護士
委員	井 上 序 子	神戸市スクールカウンセラー スーパーバイザー	スクールカウンセラー
委員	小 川 優 子	神戸市立多聞の丘小学校長	学校関係者
委員	金 井 祐 真	NPO 法人 ダルボイ・アカデミー 代表理事	フリースクール関係者
委員	河 合 靖 代	神戸市スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー	スクールソーシャルワーカー
委員	中 村 健	立命館大学 経済学部 教授	学識経験者
委員	古 川 雅 一	神戸市立本山中学校長	学校関係者

今後の不登校支援のあり方に関する検討委員会（第4回）開催要項

1 趣 旨

本市における不登校児童生徒に対する支援の現状と課題を検証し、不登校児童生徒への支援の改善充実を図る観点から、今後の不登校対策の総合的かつ体系的な支援のあり方について検討するため、不登校支援のあり方に関する検討委員会を開催する。

2 日 時 令和4年11月2日（水）18:30～20:30

3 場 所 総合教育センター7階 701号室

4 委 員 別紙委員名簿参照

5 議事次第

(1) 開 会

(2) 委員長あいさつ

(3) 内 容

① 本日の検討事項の確認

② 臨時の委員からのヒアリング

③ 協議「保護者サポート及び民間施設等との連携推進」

(4) 事務連絡

(5) 閉 会

担当：児童生徒課 担当係長 中井 孝一郎

検 討 事 項

■ 登校しやすい環境整備と不登校の早期支援

- 不登校児童生徒の増加要因・背景
- 不登校支援のあり方に関する基本的な考え方
- 不登校になったきっかけや継続理由の的確な把握
- SC・SSWを含む関係者間の情報共有と組織的支援
- 魅力ある学校づくり等の学校の取組のあり方

■ 不登校児童生徒への支援の充実

- 神戸市立青少年育成センターの果たすべき役割
- 現在、不登校支援を行っている「くすのき教室」における支援内容・支援体制等
- ICT等を活用した支援方策
- 校内における不登校支援
- 不登校特例校等を含む多様な教育機会の確保

■ 保護者サポート及び民間施設等との連携推進

- 不登校児童生徒の保護者向け支援の充実
- 教育相談窓口を通じた支援
- フリースクール等の民間施設との連携